

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者の指定

○県営土地改良事業の工事の完了

○保安林の指定の予定(二件)

○保安林の指定施業要件の変更

## 公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

づく指定自立支援医療機関の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定自立支援医療機関の指定の辞退

## 選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)

○宮城県告示第七百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第  
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十  
一条第一号の規定により告示する。

令和五年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 告 示

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇九一七二〇八	HELLOS多賀城 多賀城市八幡三丁目 十一二十七	就労継続支援B 型	一般社団法人 HELLOS	令和五年十一 月一日

○宮城県告示第七百一十号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和五年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
前川	区画整理事業・農業用排水施設事業 (県営中山間地域総合整備事業)	令和五年六月二十二日

○宮城県告示第七百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字大川口町田一の一、一の二、一の四、一の六、二の一から二の六まで、二の九から

二の一まで、二の二二、四二の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

加美郡加美町上多田川字舟窪二の八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

令和五年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 変更後の指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

一 薬局

名称 所在地 指 定 年 月 日

ミリオンの薬局 米山店

登米市米山町西野字西野前二〇一―三

令和五年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名称 所在地 指 定 年 月 日

ミリオンの薬局 佐沼店

登米市迫町佐沼字小金丁四九―一

令和五年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
伊新薬局	登米市登米町寺池三日町二十九	令和五年九月三十日

**選挙管理委員会**

○宮選挙告示第百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年十一月十四日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）  
安住としゆき後援会  
資金管理団体の届出をした者の氏名 安住 稔幸  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 富谷市議会議員  
報告年月日 5. 2. 17 (5. 9. 21解散)

1 収入総額 0  
2 支出総額 0  
佐藤洋治後援会  
報告年月日 5. 2. 22 (5. 9. 5解散)

1 収入総額 0  
2 支出総額 0  
にしざわ文久後援会  
資金管理団体の届出をした者の氏名 西澤 文久  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 利府町議会議員  
報告年月日 5. 3. 1 (5. 9. 21解散)

1 収入総額 0  
2 支出総額 0

古田みつお後援会  
報告年月日 5. 3. 29 (5. 9. 15解散)

1 収入総額 7,955  
前年繰越額 7,955  
2 支出総額 0  
吉野敏明後援会  
報告年月日 5. 1. 30 (5. 6. 30解散)

1 収入総額 0  
2 支出総額 0  
わかが直義後援会  
資金管理団体の届出をした者の氏名 和賀 直義  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 大郷町議会議員  
報告年月日 5. 3. 1 (5. 9. 21解散)

1 収入総額 0  
2 支出総額 0